

1-1 県モニタリング様式
(熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1:1次確認は、外部モニタリングによる照会確認であり、
※2:2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、―該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No.	セルフモニタリング				県モニタリング			
			確認記録		備考	確認記録		備考		
			適合	1次確認 ^{※1}		適合	2次確認 ^{※2}		適合	確認
第1 義務事業に関する要求										
I 統括マネジメントに関する要求										
事業管理	(1) 実施体制の構築に関する要求	本事業を遂行するにあたり、運営権者及び業務実施企業(運営権者が本事業を遂行するにあたり、関連する業務を委託し又は請け負わせた企業をいい、以下「業務実施企業」という。)の役割・業務分担などを明確にした上で、適切な実施体制を構築し、管理しているか。	1	△	△	適合	事業実施前	単年度事業計画(P.3事業実施体制一覧表)	○	2023年8月22日
	(2) 人員の配置に関する要求	本事業全体を統括する責任者として事業統括責任者を定め、事業統括責任者をして、統括マネジメントを実施させているか。	2	△	△	適合	事業実施前	単年度事業計画(P.3事業実施体制一覧表)	○	2023年8月22日
	② その他人員の配置	本事業の経営・実施に必要な資格、能力、実績を有する人員を確保し、適切に配置しているか。	3	△	△	適合	事業実施前	単年度事業計画(P.3事業実施体制一覧表)	○	2023年8月22日
事業管理	① 事業承継計画書の作成・提出	提案内容に基づき、運営事業対象施設の引渡し等を円滑に行うため、実施契約締結後30日以内に義務事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、県の確認を受けているか。	4	△	△	適合	事業実施前	2020年11月27日提出	○	2023年8月22日
	② 全体事業計画の作成・提出	提案時に提出した事業計画に基づき、以下の内容を含む事業期間全体(20年間)の事業計画を作成し、公共施設等運営権実施契約(以下、「実施契約」という。)の締結時に県と合意しているか。 ・ 事業計画に関する考え方(経営方針、リスク管理方針、業務実施方針等) ・ 実施体制に関する考え方(経営体制、実施体制、人員配置、指揮命令系統等) ・ 財務管理に関する計画(収支計画、資金調達計画等) ・ 義務事業に関する計画(運転管理計画、保守点検計画、更新計画等) ・ 任意事業に関する計画	5	△	△	適合	事業実施前	2020年10月23日提出	○	2023年8月22日
		不可抗力事象等により事業期間の延長を行う場合は、当該延長期間分の計画を速やかに作成し、県と合意しているか。	6	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		―	―
	③ 事業計画等の作成に関する要求	全体事業計画に基づき、以下の内容を含む事業期間6年目から10年目までを対象とする5箇年分の事業計画を作成し、事業期間4年目に開催される県及び共同管理者との会議(以下、「共同管理者会議」)前の10月末までに県に提出しているか。 ・ 実施体制に関する考え方(経営体制、実施体制、人員配置、指揮命令系統等) ・ 財務管理に関する計画(収支計画、資金調達計画等) ・ 義務事業に関する計画(運転管理計画、保守点検計画、更新実施計画等) ・ 任意事業に関する計画	7	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		―	―
	④ 5箇年事業計画の作成・提出	事業期間11年目から15年目、16年目から20年目を対象とする5箇年分の事業計画は、それぞれ事業期間9年目、14年目に開催される共同管理者会議の開催前の10月末までに県に提出しているか。	8	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		―	―
		全体事業計画から計画の変更を行う場合は、その必要性を県に説明し承認を得ているか。	9	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		―	―
		著しい計画の変更を行う場合には残事業期間全体の事業計画を併せて提出しているか。	10	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		―	―
	不可抗力事象等により20年間を超えて事業を行う場合は、当該延長期間分の計画を速やかに作成し、県に提出しているか。	11	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		―	―	
	④ 単年度事業計画の作成・提出	全体事業計画及び5箇年事業計画に基づき、事業期間2年目以降を対象とする以下の内容を含む単年度の事業計画を作成し、当該年度の前年度の4月30日(当日が休日・祝日に当たる場合はその前営業日)までに県に提出しているか。 ・ 実施体制(経営体制、実施体制、人員配置、指揮命令系統等) ・ 財務管理に関する計画(収支計画、資金調達計画等) ・ 義務事業に関する計画(運転管理計画、保守点検計画、更新実施計画等) ・ 事業期間中に付保する保険	12	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年4月7日提出	○	2023年8月22日

1-1 県モニタリング様式
(熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1:1次確認は、外部モニタリングによる照査確認であり、
※2:2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、―該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No.	セルフモニタリング				県モニタリング				
			確認記録		備考	確認記録		備考			
			適合	1次確認※1		適合	2次確認※2		適合	確認	
1 統括マネジメントに関する要求											
経営管理 (4) 財務に関する要求	① 計算書類等の作成・提出	事業期間中、下記に掲げる計算書類等を作成し、本事業に関する財務状況等について、モニタリング等を通じて県に報告しているか。【年度報告書の提出(運営権者株主総会の終了後10日以内)】 ア 会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に定める計算書類(会計監査人による監査済計算書類) イ 会社法第435条第2項に定める事業報告 ウ 運営権者が会社法第2条第5号に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則(平成18年財務省令第12号)第119条から第124条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条に係る事項エ 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書、セグメント情報(セグメント情報の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号)及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号)に準拠して作成したもの) オ キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準(企業会計審議会)及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針(会計制度委員会報告第8号)に準拠して作成したもの) <u>有明工業用水道事業と八代工業用水道事業(以下「両事業」という。)とで収入及び費用を区分し、事業ごとに会計を明らかにしているか。</u> 両事業共通となる費用の配賦方法は運営権者が自らの裁量で合理的に行うものとするが、事前に県に説明し、確認を得ているか。また、以配賦方法を変更する場合も同様とする。	13	適合	2023年6月12日	適合	2023年6月19日	2023年6月12日	○	2023年8月22日	
	② 定款の写しの提出	自らの定款の写しを県に提出しているか。【実施契約締結後10日以内】 当該定款の内容に変更があった場合、その都度変更後の定款を県に提出しているか。【記載内容の変更後速やかに】	14	△	△	適合	事業実施前	2020年11月5日提出	○	2023年8月22日	
	③ 商業登記簿原本の提出	自らの商業登記簿原本を県に提出しているか。【実施契約締結後10日以内】 当該登記簿原本の内容に変更があった場合、その都度変更後の登記簿原本を県に提出しているか。【記載内容の変更後速やかに】	16	△	△	適合	事業実施前	2020年11月5日提出	○	2023年8月22日	
	④ 代表印の印鑑証明書の提出	自らの代表印の印鑑証明書の写しを県に提出しているか。【実施契約締結後10日以内】 当該証明書の内容に変更があった場合、その都度変更後の証明書を県に提出しているか。【記載内容の変更後速やかに】	18	△	△	適合	事業実施前	2020年11月5日提出	○	2023年8月22日	
	⑤ 株主名簿の写しの提出	自らの株主名簿の写しを県に提出しているか。【実施契約締結後10日以内】 当該株主名簿の内容に変更があった場合、その都度変更後の株主名簿を県に提出しているか。【記載内容の変更後速やかに】	20	△	△	適合	事業実施前	2020年11月5日提出	○	2023年8月22日	
	⑥ 運営権者が締結する契約の提出	本事業に関して、運営権者が本事業に係る業務を運営権者から受託又は請負う者との間で締結し又は締結する予定の契約等の一覧表を作成し、県に提出しているか。(当該一覧表に記載すべき相手方の範囲については、運営権者が業務を委託する業務実施企業(一次下請け先)及び業務実施企業が業務を委託する相手先(二次下請け先)までを対象とする。ただし、県及び運営権者が予め協議のうえ、運営権者の経営や運営権者が提案時に行った提案内容の履行状況の県によるモニタリングに影響が少ないため提出が不要とされた契約についてはこの限りではない。【随時】) 当該一覧表の内容に変更が生じた場合、その都度変更後の一覧表を県に提出しているか。【随時】	22	△	△	適合	事業実施前	2021年3月31日提出	○	2023年8月22日	意見①
	⑥ 運営権者が締結する契約の提出	業務実施企業(運営権者からの一次下請け先)については、運営権者と業務実施企業との契約締結前までに、当該企業に関する情報(名称、委託業務の内容、委託予定金額、委託期間等)について県に報告を行っているか。【随時】	23	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年6月3日、10月5日、2023年1月11日	○	2023年8月22日	意見①
	⑥ 運営権者が締結する契約の提出	業務実施企業(運営権者からの一次下請け先)については、運営権者と業務実施企業との契約締結前までに、当該企業に関する情報(名称、委託業務の内容、委託予定金額、委託期間等)について県に報告を行っているか。【随時】	24	△	△	適合	事業実施前	2021年3月31日提出	△	2023年8月22日	指摘①
	⑥ 運営権者が締結する契約の提出	業務実施企業について、提案時から変更する場合には、変更理由を添えて、変更後の業務実施企業に関する情報を県に報告し、県から事前承認を得ているか。【随時】	25	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—	
	⑥ 運営権者が締結する契約の提出	契約締結前の時点で県に報告した当該企業に関する情報について、報告内容と異なる内容で契約締結した場合は、変更後の内容を再度県に報告しているか。【随時】	26	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—	
	⑥ 運営権者が締結する契約の提出	二次下請け先(業務実施企業からの委託先)については、業務実施企業と二次下請け先との契約締結後、速やかに、当該二次下請け先に関する情報(名称、委託業務の内容、委託金額、委託期間等)について県に報告を行っているか。【随時】	27	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		○	2023年8月22日	

1-1 県モニタリング様式 (熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1 1次確認は、外部モニタリングによる調査確認であり、
※2 2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、-該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No	セルフモニタリング				県モニタリング					
			確認記録				備考	確認記録		備考		
			適合	1次確認 ^{※1}	適合	2次確認 ^{※2}		適合	確認			
1 統括マネジメントに関する要求												
経営管理 (4) 財務に関する要求	⑥ 運営権者が締結する契約の提出	提案時に二次下請け先についても明示している場合には、業務実施企業の変更時の手順に従い、県から事前承認を得ているか。【随時】	28					提案時に二次下請け先は明示していないため対象外とした	-	-		
		相手方として契約等を締結した場合、契約締結後に、当該契約書の写しを県に提出しているか。【随時】	29	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年8月3日、10月5日、2023年1月11日	○	2023年8月22日	意見①	
		契約等を変更した場合も同様に県に提出しているか。【随時】	30	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年8月3日、10月5日、2023年1月11日	○	2023年8月22日	意見①	
セルフモニタリング (5) セルフモニタリングに関する要求	① セルフモニタリングの実施	事業期間中に実施するセルフモニタリングについて、セルフモニタリング実施計画書を作成し、県の承認を得ているか。【実施契約締結後速やかに】	31	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	第2版 2023年3月29日提出	○	2023年8月22日		
		要求水準及び提案内容に基づく事業計画の適切な履行、及び健全な経営を確保するため、自ら適切なモニタリング(以下、「セルフモニタリング」という。)を実施しているか。	32	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	セルフモニタリング実施報告書	○	2023年8月22日		
		事業期間中に実施するセルフモニタリングについて、セルフモニタリング実施計画書を作成し、当該計画書に基づき、セルフモニタリングの実施結果について、県に報告しているか。【随時】	33	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	四半期ごとのセルフモニタリング後に提出	○	2023年8月22日		
情報公開 (6) 情報公開に関する要求	① 事業の履行状況に関する情報の公開	運営権者は、本事業における要求水準の遵守状況や経営状況等に関して、県のホームページを通じて情報を公開しているか。【随時】	34	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日		○	2023年8月22日		
2 維持管理・運営に関する要求												
品質供給管理 (1) 工業用水等の供給に関する要求	① 浄水水質の管理	ユーザー企業の受水地点及び金山分水場(有明工業用水道のみ)において熊本県工業用水道供給規程(以下、「供給規程」という。)に定める飲の要求を満足しているか。なお、必要に応じて、ユーザー企業の受水地点で水質を確認すること。 ○供給規程に基づく浄水水質 ・水温:常温 ・濁度:10度以下 ・pH:6.0以上8.0以下	35	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	水質管理目標値超過日数 0	○	2023年8月22日		
		② 浄水量の管理	運営事業対象施設の施設能力の範囲において、ユーザー企業の使用水量及び有明工業用水道の共同管理者の必要水量を確保しているか。新規のユーザー企業については、必要水量を調査し、県と調整の上、供給を行うこと。 最低水圧は、配水管末において、1平方センチメートル当たり0.5キログラムとする。	36	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日	
		③ 浄水汚泥の管理・処分	浄水汚泥については、各種法令等を遵守し適切に管理・処分しているか。また、浄水汚泥を有償で売却することも認める。	37	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	有償で売却	○	2023年8月22日	
運転管理 (2) 運転管理に関する要求	① 運転管理計画の作成・提出	各種法令等を遵守するとともに、「工業用水道維持管理指針」(日本工業用水道協会)に準拠した運転管理計画を作成し、県に提出しているか。【運転管理業務の着手30日前まで】	38				適合	事業実施前	2021年2月28日提出	○	2023年8月22日	
		② 運転管理マニュアルの作成	運転管理マニュアルを作成し、県に提出しているか。【運転管理業務の着手30日前まで】 ・総則:目的、用語の定義等 ・基本的事項:準拠規程、職員的心得等 ・運転要領:運転心得、機器の操作、運転業務引継、普通巡視、送水停止故障処置、事故の報告等 ・保守要領:保守心得、作業責任者、作業実施の連絡、停電及び断水作業、点検巡視、火災発生時の処置、洪水時等の処置等 ・水質測定要領:測定項目及び測定方法、測定回数、記録及び報告等 ・薬品注入要領:適切な薬品注入、薬品取扱等 ・汚泥処理要領:脱水、運搬、汚泥取扱等 ・検水器検針要領:検針日、立会い、書類提出 ・記録及び報告:工業用水運転日誌、引継簿、保守日誌、点検測定記録、事故報告、汚泥処理日誌、水質測定表、汚泥ケーキ運搬報告書等 ・様式:各種書類の提出様式	39				適合	事業実施前	2021年2月28日提出	○	2023年8月22日
		③ 施設の運転操作・監視	運転管理計画、運転管理マニュアルに従い、運営事業対象施設の運転、操作、監視を実施しているか。	40	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日	

1-1 県モニタリング様式
(熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1:1次確認は、外部モニタリングによる調査確認であり、
※2:2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、―該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No.	セルフモニタリング				備考	県モニタリング		備考
			確認記録					適合	確認	
			適合	1次確認※1	適合	2次確認※2				
2 維持管理・運営に関する要求										
(2) 運転管理に関する要求	④ ユーティリティの調達	運転に必要なユーティリティ(電力、燃料、薬品、備消耗品類)の調達及び管理を行っているか。	41	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日
		薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させていないか。	42	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日
		○ユーティリティのうち凝集剤(液体ポリ塩化アルミニウム)については、JWWA K154:2016(水道用ポリ塩化アルミニウム)に定める品質(濃度10%以上で、JIS規格の基準を満たすもの)と同等以上とし、以下の品質を満足すること。また、設定最大注入率は300mg/リットルとすること。 ・外観:無色～黄味がかかった薄い褐色の透明な液体 ・比重(20℃):1.19以上 ・酸化アルミニウム(Al ₂ O ₃):wt%10.0～11.0 ・塩基度wt%:45～75 ・pH値(10g/1%溶液):3.5～5.0 ・硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)wt%:3.5以下	43	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日
	⑤ 運転管理報告書(日報・月報)の作成	運転管理マニュアルに従い、運転管理報告書を作成し、県に提出しているか。記録の集計は、毎日、毎月とする。【報告書(翌月10日まで)】	44	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日
(3) 安全管理に関する要求	① 保守点検計画の作成・提出	各種法令等を遵守するとともに、事業期間中に実施する保守点検について、「工業用水道維持管理指針」(日本工業用水道協会)に準拠した保守点検計画を作成し、県に提出しているか。【保全管理業務の着手30日前まで】 ・保守点検計画(年間作業計画) ・保守点検計画(月間作業計画)	45	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	年間作業計画提出日 暫定版:2022年4月7日 確定版:2023年2月20日 月間作業計画:毎月提出	○	2023年8月22日
		② 長期修繕計画の作成・提出	事業期間終了後10箇年を対象とした長期修繕計画を作成し、県に提出しているか。【更新実施5箇年計画(事業期間6年日以降の計画)の提出時及び事業期間が終了する30日前までに】 更新計画及び更新実施計画の見直しを行った場合、都度長期修繕計画の内容を見直しているか。	46	△	△	適合	事業実施前	2020年11月27日提出	○
	③ 保守点検	保守点検計画に従い、運営事業対象施設の保守点検及び必要な修繕を実施しているか。トンネル、導水管路、送水管路及び配水管路は以下に従うものとするが、場内配管は運営権者の自らの費用負担により保守点検及び必要な修繕を行うこと。 ○トンネルの保守点検	48	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日		○	2023年8月22日
		運営事業対象施設のうち、取水トンネル、導水トンネル及び配水トンネル(以下、「トンネル」という。)の保守点検について、道路上からの目視点検により、トンネル埋設箇所の異常を確認をしているか。	49	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日		○	2023年8月22日
		トンネル埋設箇所に異常を発見した場合、当該異常の原因を調査するものとし、調査の結果、トンネルの更新が必要と判断した場合には県に報告しているか。県は、当該トンネルの更新が必要と判断した場合、県の費用負担にて更新工事を実施する。	50	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		―	―
		○管路の保守点検	51	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	修繕報告書	○	2023年8月22日
		管路の保守点検を通じて、管路の更新が必要と判断した場合には県に報告しているか。県は、当該管路の更新が必要と判断した場合、県の費用にて更新工事を実施する。(なお、当該漏水への対応について、原因、断水を伴わないもの及び配水管において一時的な断水を行うものを修繕、断水が伴うものを更新とみなす。)	52	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日

1-1 県モニタリング様式 (熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1: 1次確認は、外部モニタリングによる照査確認であり、
※2: 2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、―該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No.	セルフモニタリング				県モニタリング					
			確認記録		備考	確認記録		備考				
			適合	1次確認 ^{※1}		適合	2次確認 ^{※2}		適合	確認		
2 維持管理・運営に関する要求												
保安全管理 (3) 保安全管理に関する要求	③ 保守点検	○管路の洗管作業 事業期間中、定期的に管路の洗管作業を実施しているか。	53	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年8月14日実施	○	2023年8月22日		
		洗管作業に伴う濁水や断水等によるユーザー企業の操業に支障が出ないよう、適切な時期、洗管作業の方法を検討し、洗管作業に関する計画を作成し、作業を実施する90日前までに県に提出しているか。	54	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年5月13日提出	○	2023年8月22日		
		洗管作業を実施する際は、事前に各ユーザー企業に対し、洗管作業の実施時期、作業範囲などを予め周知しているか。	55	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	通知文	○	2023年8月22日		
		災害・事故等の発生により、緊急の洗管作業が必要となる場合については上記の提出期限によらず、運営権者がその必要を認識して以降速やかに県に洗管の実施を報告しているか。	56	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
	④ 保守点検マニュアル(日常点検・定期点検)の作成	保守点検マニュアルを作成し、県に提出しているか。 ・日常点検マニュアル ・定期点検マニュアル	57	△	△	適合	事業実施前	2021年2月28日提出	○	2023年8月22日		
	⑤ 保守点検報告書の作成	日常点検、定期点検及び修繕の記録等を取りまとめた報告書を作成し、県に提出しているか。報告書の様式等については、県と協議の上決定する。 ・報告書(日常点検)【翌月10日まで】 ・報告書(定期点検)【点検作業の完了後10日以内】 ・報告書(洗管作業)【洗管作業の完了後10日以内】	58	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	日常点検: 月間報告書にて提出 定期点検・修繕記録: 随時提出 洗管作業: 2022年8月23日提出	○	2023年8月22日		
	⑥ 保安規程及び電気主任技術者の届出	電気事業法の定めに基づき保安規程を定め、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保し、また、当該規程に基づき電気主任技術者(第二種又は第三種)を選任しているか。	59	△	△	適合	事業実施前	単年度事業計画(P5 必要資格者一覧表)	○	2023年8月22日		
		保安規程及び電気主任技術者の届出は、運営権者が設置官庁へ実施しているか。	60	△	△	適合	事業実施前	ただし、みなし設置者として	○	2023年8月22日		
	顧客管理 (4) 顧客管理に関する要求	① 量水器検針の実施	管理条例に基づき、工業用水道料金の計算の基礎となる使用水量を算出し水道料金等を算定しているか。	61	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日	
		② 料金徴収の実施	管理条例に基づき、ユーザー企業から毎月20日を日毎に料金徴収を実施しているか。	62	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日	
実施契約の定めに基づき、毎月末日(当日が休日・祝日に当たる場合はその前営業日)までに県収受分を県に送金しているか。			63	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日		
③ 問い合わせ対応		ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残し、県に提出しているか。【翌月10日まで】	64	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日		
		本事業の範囲を超える問い合わせがあった場合は、速やかに県に問い合わせ内容を報告し、その後の対応について協議・調整しているか。	65	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日		
(5) 危機管理対応に関する要求	① 災害・事故等を想定したBCPの作成・見直し(熊本県防災体制との連携体制構築)	本事業の範囲における事業継続計画(BCP)を作成し、県に提出しているか。【事業期間の開始30日前まで】	66	△	△	適合	事業実施前	2021年2月25日提出	○	2023年8月22日		
		必要に応じて内容を見直し、県に提出しているか。【随時】	67	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日	第2版 2022年2月14日提出	—	—		

1-1 県モニタリング様式 (熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1: 1次確認は、外部モニタリングによる照査確認であり、
※2: 2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、一該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No.	セルフモニタリング				県モニタリング				
			確認記録		備考	確認記録		備考			
			適合	1次確認 ^{※1}		適合	2次確認 ^{※2}		適合	確認	
2 維持管理・運営に関する要求											
危機管理 (5) 危機管理 対応に関する 要求	② 災害・事故等発生時の初動対応の実施	○不可抗力時の初動対応									
		巡視点検等により情報収集に努め、運転停止や弁閉開閉等が必要な場合は速やかに県に報告し、これを実施して二次被害防止を速やかに行っているか。ただし、県と連絡が取れることを待っていたのでは二次被害の拡大が想定される場合には、運営権者は自らの判断により運転停止や弁閉開閉等を行ってよい。【被災等発生状況及び対応報告書の確認(随時)】	68	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日			—	—
		収集した情報より、県に状況報告を行い、応急復旧箇所を抽出し、県の了承を得て復旧を実施しているか。なお、当該復旧について緊急を要する場合は、自らの判断に基づき復旧を実施すること。実施契約の定めに基づき、当該初動対応に要する費用を負担すること。	69	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日			—	—
		初動対応後の恒久復旧については、県との間で費用負担等を調整し、運営権者が実施しているか。	70	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日			—	—
	○不可抗力以外の初動対応										
	巡視点検等により情報収集に努め、必要に応じ、運転停止や弁閉開閉等によって二次被害防止を速やかに行っているか。	71	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	巡視点検記録	○	2023年8月22日		
	収集した情報より、県に状況報告を行い、応急復旧箇所を抽出し、自らの責任と費用負担により初動対応及び恒久復旧を実施しているか。【被災等発生状況及び対応報告書の確認(随時)】	72	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	6月地震、9月台風等	○	2023年8月22日		
	③ 災害・事故等を想定した教育・訓練の実施	BCPに基づき、関係者に対する、必要な教育、訓練を実施しているか。	73	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	ワークショップ4回 運用訓練1回	○	2023年8月22日	
	④ 他の工業用水道事業者等が被災した場合の応援	県が災害発生時等の相互応援協定を締結している九州地域の各工業用水道事業者が被災した場合、県と協力して応援活動を実施しているか。	74	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—	
	⑤ 運営事業対象施設以外に起因する異常時等の対応	運営事業対象施設以外に起因する異常時においても、運営権者は工業用水の供給に必要な運転・連絡・調整等を行っている。	75	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—	
県職員研修 (6) 県職員に対する教育・研修に関する要求	提案内容に基づき、県職員に対して現地視察や施設の現物確認・紹介といった研修を行い、将来にわたり県の工業用水道事業担当職員が運営権者によるセルフモニタリングの評価を実施するのに十分な技術力を確保できるよう協力しているか。	76	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2/13 MIRAIE協議会	○	2023年8月22日		
施設見守り (7) 施設の公開・見学対応に関する要求	① 外部からの見学申込の受け付け、対応	見学申込者を記録して県に報告し、了承を得たのち、見学者を受け入れているか。見学用の動線を確保し、見学者の安全確保に努めること。	77	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日		○	2023年8月22日	
	② 見学者用資料(揭示物、配布物など)の作成・更新	見学者用資料については、県で使用しているものを、適宜、修正し、配布用の部数を確保すること。なお、運営権者が独自に作成することは妨げない。	78	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日		○	2023年8月22日	
施設清掃 (8) 施設の清掃に関する要求	① 施設の清掃	運営事業対象施設の定期的な清掃及び本事業で使用する備品等の整理整頓等を実施し、運営事業対象施設の機能性、良好な作業環境を維持しているか。	79	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	作業実施報告書	○	2023年8月22日	
		運営事業対象施設の敷地内及び周辺(当該敷地への進入道路等を含む)、本事業で使用する用地(汚泥ケーキ仮置場、建設発生土の仮置場等)及びユーザー企業が設置する排水器周辺における除草、植栽の刈込等を実施し、運営事業対象施設等の美観を維持しているか。	80	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	作業実施報告書	○	2023年8月22日	
	② 廃棄物の管理・処分	廃棄物の排出事業者として、本事業に伴って生じる廃棄物について、各種法令を遵守し、適切に管理・処分しているか。一般廃棄物については、各市町村の指定する方法に従い、適切に管理・処分すること。	81	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	作業実施報告書	○	2023年8月22日	
公共工事等立会 (9) 道路管理者等が行う道路工事等による立会	県の道路管理者等が道路工事を埋設管路周辺で行う場合、県の要請に応じて、工事の打合せや立会い等の協力を行っているか。	82	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	月間報告	○	2023年8月22日		

1-1 県モニタリング様式 (熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1: 1次確認は、外部モニタリングによる調査確認であり、
※2: 2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、■不適合、―該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No.	セルフモニタリング				備考	県モニタリング				
			確認記録					備考	確認記録		備考	
			適合	1次確認 ^{※1}	適合	2次確認 ^{※2}			適合	確認		
3 施設更新に関する要求												
施設水質	(1) 更新施設等に関する要求	更新する施設等は要求水準を満足する機能を有しているか。 ただし、浄水場の施設能力は以下に示すとおりとする。 ・有明工業用水道: 上の原浄水場 給水量134,300m ³ /日、熊本県分は33,860m ³ /日 ・八代工業用水道: 白鳥浄水場 給水量48,350m ³ /日、熊本県分27,300m ³ /日	83	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日		○	2023年8月22日		
	(2) 更新計画及び更新実施計画に関する要求	① 全体更新計画	提案時に提出した更新計画に基づき、事業期間開始から事業期間終了日までの施設更新について、更新対象施設、更新時期、更新事業費等を示した更新計画を作成し、実施契約の締結時に県と合意しているか。【実施契約締結時】	84						○	2023年8月22日	
実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないよう留意しているか。			85						○	2023年8月22日		
2年日以降の計画についても、原則、県の開示資料で示す県の更新計画と同一の内容とするが、応募者が提案時に独自の計画を提案することも認める。その場合、応募者は、計画内容の妥当性を示しているか。			86							○	2023年8月22日	
更新対象施設の仕様については、既存施設と同等以上の性能を有するものを基本とするが、単純更新ではなく、ダウンサイジング、スベックダウン、長寿命化による延命等を提案する場合は、その妥当性を示しているか。県が妥当性を認めた場合、施設能力等の要求性能を変更する。			87							○	2023年8月22日	
事業期間中に更新対象施設や更新時期等、更新計画の内容について見直しを行う場合、県に対して合理的な説明を行い、県が了承した場合に限り、計画内容を見直しているか。			88	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日			―	―	
② 更新実施5箇年計画		全体更新計画に基づき、事業期間6年目から10年目まで以降を対象とする、5箇年分の更新実施計画を作成し、事業期間4年目に開催される共同管理者会議前の10月未までに県に提出しているか。【事業期間4年目の10月未まで】	89	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日			―	―	
		事業期間11年目から15年目、16年目から20年目を対象とする5箇年分の更新実施計画は、それぞれ事業期間9年目、14年目に開催される共同管理者会議の開催前の10月未までに県に提出しているか。【事業期間9年目・14年目の10月未まで】	90	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日			―	―	
		事業期間中に更新対象施設や更新時期等、計画内容の見直しを行う場合、県に対して合理的な説明を行い、県が了承した場合に限り、計画内容を見直しているか。	91	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	計画見直し中		○	2023年8月22日	
③ 更新実施計画単年度計画		全体更新計画及び更新実施5箇年計画に基づき、事業期間2年目以降に実施する更新について、単年度の更新実施計画単年度計画を作成し、当該年度の前年度の4月30日(当日が休日・祝日に当たる場合はその前営業日)までに県に提出しているか。【前年度の4月30日】 ※供給規程に定める水質の工業用水等を、ユーザー企業及び共同管理者に常時供給できるよう施設機能を保持するために必要な更新を計画的に実施しているか。ただし、経済産業省の「補助金等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16・06・10会議第5号)における「財産処分」が必要となる更新は行うことができない。	92					適合	事業実施前	単年度事業計画に含む	○	2023年8月22日
		④ 事業期間終了後の更新計画	事業期間終了後10箇年を対象とした更新計画(以下、「事業期間終了後の更新計画」という。)を作成し、6年目から10年目までの更新実施5箇年計画に併せて、県に提出しているか。【更新実施5箇年計画(事業期間6年目以降の計画)の提出時及び事業期間が終了する30日前までに】	93					適合	事業実施前	2020年11月27日提出	○
更新計画及び更新実施計画の見直しを行った場合、都度、事業期間終了後の更新計画の内容を見直しているか。	94		適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日			○	2023年8月22日		

1-1 県モニタリング様式 (熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1: 1次確認は、外部モニタリングによる照査確認であり、
※2: 2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、一該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No	セルフモニタリング				県モニタリング				
			確認記録		備考	確認記録		備考			
			適合	1次確認 ^{※1}		適合	2次確認 ^{※1}		適合	確認	
3 施設更新に関する要求											
(3) 更新工事に関する要求	① 更新工事の実施	全体更新計画、更新実施5箇年計画、更新実施計画単年度計画に従って施設を更新しているか。	95	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	更新実施報告書	○	2023年8月22日	
		更新工事の実施中も、工業用水等の安定的な供給に支障がないよう留意しているか。	96	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	更新実施報告書	○	2023年8月22日	
	② 設計図書の作成	更新工事のための設計図書(仕様書・図面等)を作成し、県に提出しているか。【設計業務の完了後30日以内】	97	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	設計図書	○	2023年8月22日	
		更新工事のための工事手順、工法等を示した工事計画(工程表・施工計画書等)を作成し、県に提出しているか。【更新工事の着手30日前まで】	98	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日		○	2023年8月22日	
	③ 工事計画書の作成	運営権者と業務実施企業間の工事請負契約書(写し)の提出【工事請負契約の締結後30日以内】	99	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年9月5日、11月16日、2023年3月13日	○	2023年8月22日	
		④ 運転及び性能試験	更新工事完了後は、試運転、性能試験を実施し、確認を受けているか。	100	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	完成図書	○	2023年8月22日
⑤ 完成図書の作成	更新工事完了後は、完成図書(写真・出来形・品質管理表等)を作成し、県に提出しているか。【更新工事の完了後30日以内】	101	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	完成図書	○	2023年8月22日		
(3) 更新工事に関する要求	⑥ 県が行う申請手続きへの協力	更新工事の実施に際して、県が行う申請手続きについて、当該申請に必要な書類の作成等を支援すること。業務で作成した計画や設計図書等より必要な書類を整えて事前に県が指示する期日までに提示しているか。【随時】	102	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	補助金申請資料	○	2023年8月22日	
		⑦ 更新実施報告書の提出	事業期間中に実施した更新工事について、更新工事完了後30日以内に更新実施報告書(運営権者と業務実施企業間の工事請負契約に基づく更新工事に係る検収書類を含む。)を県に提出しているか。	103	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	更新実施報告書	○	2023年8月22日
	⑧ 設備台帳の管理・更新	運営事業対象施設について新規に設備台帳を作成・管理するものとし、事業期間中、当該台帳の記載内容に変更が生じた場合は、都度内容の修正・更新を行い、県に報告を行っているか。(設備台帳は汎用性が高い表計算システム等で編集ができる電子ファイル、もしくは表計算システムのファイル形式でエクスポートができる専用システムとし、様式等については、県と協議の上決定する。【更新工事の完了後30日以内】)	104	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	設備台帳	○	2023年8月22日	意見②
		⑨ 運営権者が行う設備投資等	事業期間中、運営事業対象施設の維持管理・運営の効率化や資産価値の向上等に資する設備・機器等について、自らの費用負担で導入することができる。ただし、導入にあたっては、事前に県と協議を行い、当該設備・機器等の導入可否について県の確認を受けているか。導入が許可された設備・機器等については、自らの固定資産として所有・管理すること。【任意事業を開始する30日前まで】	105	該当なし	2023年8月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—
	事業期間の終了に伴い、導入する設備・機器等について県による買い取りを希望する場合は、対象となる設備・機器等の想定買取価格について県の確認を受け、当該設備・機器等の導入について県から事前承諾を得ているか。なお、県は対象設備・機器等の状態を踏まえて買い取りするため、この場合における県による確認は、県による買い取り及び買取額を保証するものではない。		106	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—	
(4) 県及び共同管理者が行う補助金申請への協力		本事業における更新実施計画の内容に関して、工業用水道事業費補助金交付要綱等の内容を十分理解した上で、最大限補助金を活用できるよう考慮しているか。	107	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	設計セルフモニタリング報告書	△	2023年8月22日	指摘②
		県及び共同管理者が工業用水道事業費補助金の交付を申請する場合、運営権者は当該申請に必要な書類作成等に協力しているか。	108	適合	2023年6月7日	適合	2023年6月19日	2022年度申請済み	○	2023年8月22日	
		本事業において更新する施設が補助金の交付対象となった場合、更新工事完了に伴い県が行う実績報告、会計検査院対応等に協力しているか。	109	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		○	2023年8月22日	

1-1 県モニタリング様式 (熊本県有明・八代工業用水道運営事業要求水準に係る確認事項)

※1: 1次確認は、外部モニタリングによる調査確認であり、
※2: 2次確認は、事業統括責任者を含むセルフモニタリング委員会による確認を示す。

確認記録 ○適合、△一部不適合、✖不適合、―該当なし
備考欄 指摘ないし意見を該当事項の備考欄に記入

項目	確認する内容	No.	セルフモニタリング				備考	県モニタリング			
			確認記録					備考	確認記録		備考
			適合	1次確認 ^{※1}	適合	2次確認 ^{※2}			適合	確認	
第2 任意事業に関する要求	本事業に影響を与えない範囲において、自らの責任のもと任意事業を実施することができるものとする。任意事業の内容は、業務事業に関連する範囲内とし、本事業の安定経営に影響を与えない限り、運営権者の裁量にて提案しているか。	110	△	△	適合	事業実施前	提案書	○	2023年8月22日		
第3 事業終了時の引継業務											
1 引継業務に関する要求	本事業の終了後、県又は県の指定する者が、引き続き運営事業対象施設の運転を継続できるようにするため、県又は県の指定する者に対し適切な内容の引継業務を行っているか。【事業期間が終了する180日前までに開始しているか。】	111	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
(1) 引継計画書の作成・提出	事業期間の終了する1年前までに、引継計画書を作成し、県に提出しているか。	112	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
(2) 引継書類の作成・提出	引継書類を作成し、引継業務の開始する30日前までに県に提出しているか。	113	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
(3) その他資料の提供	本事業に関して作成した以下の書類について、事業期間の終了する30日前までに県に提出しているか。 ・最新の長期修繕計画、事業期間終了後の更新計画 ・運転管理、保全管理に関する資料	114	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
2 施設状態に関する要求	事業期間終了時において、運営事業対象施設が本書で要求する施設性能を維持できていることを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態(事業期間終了後2年以内に更新を要することのない状態)で県へ引き渡しているか。ただし、運営権者が本事業において施設更新をしないトンネル・管路については、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態で県へ引き渡すこと。【引継完了報告書の確認(引継業務完了後速やかに)】	115	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
(1) 施設性能確認計画書の作成・提出	事業期間終了時における運営事業対象施設の施設性能に関する、確認事項、確認時期、確認方法を記載した施設性能確認計画書を作成し、事業期間が終了する1年前までに県に提出しているか。	116	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
	当該施設性能の確認は、事業期間が終了する180日から90日前までに完了しているか。	117	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		
(2) 施設性能確認報告書の作成・提出	運営事業対象施設の施設性能に関する確認結果を取りまとめ、施設性能確認報告書を作成し、施設性能確認の完了後30日以内に県に提出しているか。	118	該当なし	2023年6月7日	該当なし	2023年6月19日		—	—		